

## 令和8年4月1日以後適用

### 掛金

(単位:千分率)

区分		一般	特別職	船員	組合役職員	職員団体	継続長期	任意継続	後期高齢者
短期	掛金	46.60	46.60	44.92	46.60	46.60	—	93.20	※4 3.53
	福祉事業掛金	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	—	—	1.41
	短期計	48.01	48.01	46.33	48.01	48.01	—	93.20	4.94
介護	掛金 ※1	7.88	7.88	7.88	7.88	7.88	—	15.76	—
子ども・子育て	掛金 ※2	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	—	2.30	—
厚生年金保険	保険料 ※3	91.50	91.50	91.50	91.50	91.50	91.50	—	—
退職等年金	掛金	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	—	7.5

\* 短期組合員については、短期掛金、福祉事業掛金、介護掛金及び子ども・子育て支援掛金が対象になります。

※1 介護掛金は、40歳以上65歳未満の組合員が対象です。

※2 令和8年4月から新たに徴収を開始します。

※3 厚生年金保険料は、183.00であり、事業主と被保険者で折半となります(組合員が70歳に達すると厚生年金保険の資格を喪失)。

※4 短期給付は後期高齢者医療制度から行われますが、雇用保険の給付に相当する育児休業手当金、育児休業支援手当金、介護休業手当金及び育児時短勤務手当金の受益があるため、その部分に相当する掛金を徴収します。